

「包括外部監査の結果に関する報告及び同報告に添えて提出する意見」に基づく措置

<監査テーマ> 鹿児島県の産業・雇用施策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

| 監査の結果 | 措置の内容 |
|---|---|
| <p>(報告書中)</p> <p>IV. 選定した事業における監査結果と監査意見</p> <p>3. 企業立地促進補助事業</p> <p>(3) 監査結果及び意見</p> <p>1) 企業立地促進補助金及び生産設備投資促進補助金</p> <p>③ 補助金の対象とすべきでない設備投資額</p> <p>(指摘事項)</p> <p>撤去費用は補助の対象とならないが、既存設備の撤去費用について補助の対象としている事例があった。</p> <p>撤去費用は「鹿児島県企業立地促進補助金交付要綱」第2条に該当しないため、補助の対象とすべき設備投資額ではなく、合規性の観点から問題があり、補助金の返還を検討する必要がある。</p> | <p>鹿児島県企業立地促進補助金交付要綱で規定する補助の対象に該当しない「既存設備の撤去費用」を除いた額で補助金の変更交付決定及び交付再確定を行い、再確定額を超えて交付していた補助金15,000円については、受領者より平成29年4月7日に返還を受けた。</p> <p>なお、再発防止のため、「申請補助対象額」確認用のチェックリストを用いた内容確認を徹底するとともに、申請者に対しても要綱に定める「補助の対象」となる資産の説明を徹底することとした。</p> |
| <p>(報告書中)</p> <p>IV. 選定した事業における監査結果と監査意見</p> <p>3. 企業立地促進補助事業</p> <p>(3) 監査結果及び意見</p> <p>2) B C P 緊急対策補助金</p> <p>① 補助対象経費に係る消費税の取扱い</p> <p>(指摘事項)</p> <p>「発電用施設周辺地域立地企業 B C P 緊急対策補助金交付要綱」第6条では、「補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。」と定めている。</p> <p>しかし、平成27年度の補助金交付額算定にあたっては、対象企業が課税事業者でないことを示す根拠がないにもかかわらず、補助対象経費が消費税込みで算定されている事例があった。</p> <p>消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書の提出を求め、実際に過大に交付されていた場合は、補助金の返還の手続きを取るべきである。</p> | <p>平成29年3月24日付けで発電用施設周辺地域立地企業 B C P 緊急対策補助金交付要綱第12条第4項の規定に基づく「平成27年度消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書(第16号様式)」による報告があり、内容を確認したところ、交付金額は過大となっており、補助金の返還の手続きを要しないことを確認した。</p> <p>今後は、補助金実績報告書の添付書類として、「消費税及び地方消費税に係る課税事業者届出書」の提出を義務付けるとともに、添付書類中「収支報告書」に「補助事業に要した経費について、課税事業者の場合は消費税及び地方消費税相当額を控除すること」との注意書きを付することとした。</p> |
| <p>(報告書中)</p> <p>IV. 選定した事業における監査結果と監査意見</p> <p>8. 工業技術センター試験研究事業</p> <p>(3) 監査結果及び意見</p> <p>1) F E - S E M 装置保守点検業務委託及び電子線プローブアナライザ保守点検業</p> | |

務委託

② 検査調書の記載誤り

(指摘事項)

工業技術センターの平成27年度「F E - S E M 装置保守点検業務委託」に係る検査調書の契約の目的について記載誤りがあった。

検査調書は支出命令票の添付書類であり、支出命令票は、多くの職員に閲覧され、出納員の審査・決裁も受けたが、記載誤りが発見されていなかった。

このチェック体制が機能しなければ、重大なミスにつながる危険性があることから、明確化されている権限と職務分掌に則り、支出根拠に対する確認作業の重要性についての周知徹底が必要である。

(報告書中)

IV. 選定した事業における監査結果と監査意見

8. 工業技術センター試験研究事業

(3) 監査結果及び意見

3) 重要物品の管理

② 機械設備の現物把握

(指摘事項)

工業技術センターの機械設備について、使用不可の機械設備、修理不能となっている機械設備、使用頻度が大きく減少している機械設備等について、処分の可否を決定し、除却処理しなければならない。

使用頻度が小さく複数台所有する機械設備等について継続して保有することが合理的であるのかを検討しなければならない。

業務終了届と実際の履行を確認した上で適正な検査調書を作成し、その内容について複数人で確認する等、再発防止策を徹底することとした。

また、審査を徹底し、添付資料と作成された検査調書及び支出命令の内容に齟齬がないか十分に確認することとした。

さらに、出納員から関係職員に対し、「審査・出納事務」についての所内研修を実施し、相互チェックの重要性について改めて確認した。

機械設備のうち使用不可、修理不能となっているものについては処分を決定した。

また、使用頻度が減少している機器、使用頻度が低く、かつ複数台保有している機器についても、使用形態や今後の使用見込み等も考慮して改めて整理し、継続して保有する合理性がないと判断したものについては、処分を決定した。